

障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

文部科学省（令和3年6月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm



※関連部分を抜粋

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

Ⅸ 学習障害

1 学習障害のある子供の教育的ニーズ

(1) 早期からの教育的対応の重要性

学習障害のある子供については、就学してから、その学習上の困難が顕在化することが多い。しかし、文字や数字を扱う場面が少ない幼児期においては、周囲から気付かれる可能性は低いものの、学習障害の傾向があることに気付くことは不可能ではない。

就学前においては、遊びや生活の中で数量や図形、文字などに親しむ体験を重ね、これらに興味や関心、感覚をもつようになっていたり、言葉による伝え合いを楽しんだりして、学習に必要な基礎的な力を養う時期である。このような時期に、文字の読み書きに興味を示さなかったり、文字をなかなか覚えなかったり、絵を描くときに時間がかかったりするなどの兆候が見られた際には、気付いた時点で専門家に相談し、遊びの中で数量や文字などに関する興味や関心、感覚などを育むことができるような機会を積極的に設けると効果的な場合がある。また、読み書きに興味は示さなかったとしても、読み聞かせを通して、語感を楽しんだり、本の楽しさを味わったりすることで、語彙や知識の拡大など、学習に必要な基礎的な能力を築き上げることも重要である。このように、就学前に保護者や関係者で気付きを共有し早期支援につなぐことは重要である。

その際、学習に必要な基礎的な能力を育てることを共有することが大切であり、すぐに結果を求めたり、子供の気持ちに寄り添うことなく技能の習得をねらって訓練的に何度も強いたりすることがないように配慮する必要がある。

学習障害のある子供の学びの場は、基本的には通常の学級となるが、学習上の困難さに対して早期から対応できるよう、幼児期から発達の諸側面に対する気付きや、その発達に応じた必要な支援を行うことが重要である。そして、このことがその後の子供の学習面にも大きな影響を及ぼす可能性があることを、保護者や療育機関等と共通理解を図るとともに、早期発見と早期からの教育的対応、就学先への円滑な移行支援を行うことが大切である。

(2) 教育的ニーズを整理するための観点

② 学習障害のある子供に対する特別な指導内容

ア 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること

視知覚の特性により文字の判別が困難で、文字を読み間違ったり文節の把握ができなかったりする場合、本人にとって読み取り易い書体を確認したり、文字間や行間を広げたりして負担を軽減しながら、学習内容の理解が促進される方法や学習環境を整えることが必要である。また、書かれた文章を理解したり、文字を書いて表現したりすることは苦手だが、聞けば理解できたり、図や絵等を使えば効率的に表現することができたりすることもあるので、本人が理解や表現しやすい学習方法を用いて、様々な場面で子供が有する能力を発揮できるよう、子供自身も得意な学習の方法や、自分に適した学習の方法について認識し、活用できるように指導することが必要である。

イ 代替手段等の使用に関すること

漢字の読みが覚えられない、覚えてもすぐに忘れてしまう、似たような漢字を読み誤るなどのつまづきによって、長文の読解が著しく困難になったり、結果として読書に向かう意欲や関心が低かったり、読書経験の乏しさから語彙が増えていかなかったりすることがある。このような場合には、振り仮名を振る、拡大コピーをするなど自分が読み易くなる方法を知ったり、コンピュータによる読み上げや電子書籍を使用し文字の大きさを変えたりするなどの代替手段を使うことも考えられる。同様に、書くことの困難さを改善又は克服するために、口述筆記のアプリケーションやワープロを使ったキーボード入力、タブレット端末のフリック入力などが使用できることを実感することも大切である。その際、子供自身が学びやすさにつながることを実感することが大切である。

このように、自分に合った代替手段を用いることで、つまずきが回避できたり、課題に対して意欲的に取り組めるようになったり、自分自身の能力を発揮できたりするなど、通常の学級での学習活動への参加をスムーズにし、自分の能力を最大限に発揮する状況を創り出すことを促す指導や、自分で学習環境を整えていくように指導することが非常に重要である。

また、子供自身が、代替手段等を使用することの必要性を周囲に伝える力を養うことも重要である。なお、周囲も代替手段を用いる必要性を理解し、異なる方法で学ぼうとする姿勢に理解を示せるように指導することも重要である。

ウ 言語の形成と活用に関すること

言葉は知っているものの、その意味を十分に理解していなかったり、言葉を適切に活用できなかったりして、自分の思いや考えを相手に正確に伝えることが難しい場合がある。このような場合には、実体験や、写真や絵と言葉との意味を結び付けながら理解したり、習った語彙を使って例文づくりに取り組んだり、ICT機器等を活用し、見る力や聞く力を活用しながら言語の概念を形成したりするように指導することが大切である。

エ コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

読み書きの困難により、文章の理解や表現に時間がかかることがある。このような場合には、コンピュータの読み上げ機能を利用したり、読み書きの内容について関係性や項目を整理して考えやすくするため、図やシンボルなどで示すマインドマップのような表現を利用したりして、コミュニケーションを図ることに楽しさと充実感を味わえるようにすることが大切である。

オ 感覚の総合的な活用に関すること

視知覚だけに頼って文字を受容してから書こうとすると、意図している文字を思い出すことができなかったり、上手く書けなかったりすることなどがある。このような場合には、例えば、腕を大きく動かして文字の形をなぞるなど、様々な感覚を使って多面的に文字を認識し、書くことができるような指導をすることが大切である。

③ 学習障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な内容

ア 教育内容・方法

(ア) 教育内容

a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

読み書きや計算等に関して苦手なことを 本人の認知特性を考慮しながらできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどの配慮をして指導を行う（文字の形を言語化することによって識別しやすくする、パソコン、タブレット端末、デジタルカメラ等の使用、口頭試験による評価等）。また、評価に関しては、本質的なことについて評価するよう努める（算数のテストで答えの単位の漢字が間違っていたとしても減点対象としない等）。

b 学習内容の変更・調整

「読む」「書く」等の特定の学習活動への参加や、特定の学習内容を習得することが難しい場合、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う（習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分等）。

(イ) 教育方法

a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

読み書きに困難さが見られる場合、本人の特性に合わせた情報や教材の提供、活用方法などの配慮を行う。（文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える等）

b 学習機会や体験の確保

身体感覚の発達を促すために、身体を使うような活動を取り入れるなどの配慮を行う（体を大きく使った活動、様々な感覚を同時に使った活動等）。また、活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。

c 心理的・健康面の配慮

苦手な学習があることで、自尊感情が低下している場合には、成功体験を積みせ、教職員や友達、保護者から認められたりする場面を積極的に設ける（文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長、必要な学習活動に重点的な時間配分、音読箇所を予告し練習する時間を保障する、互いの違いを認め合うような受容的な学級の雰囲気作り、困ったときに相談できる人や場所の確保等）。

3 学習障害の理解

(1) 学習障害について

① 学習障害の概要

学習障害(LD: Learning Disabilities)とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

※ 従来は「中枢神経系に何らかの機能障害」と表現していたが、「何らかの要因による機能不全」と医学的には同義であるため、注意欠陥多動性障害等の定義と表現をそろえたものである。

② 学習障害により困難を示す領域

学習障害により困難を示す能力と概要は以下のとおりであり、学習障害とは、このうちの一又は複数について著しい困難を示す状態を指す。

ア 聞く能力

他人の話を正しく聞き取って理解すること。

イ 話す能力

伝えたいことを相手に伝わるように的確に話すこと。

ウ 読む能力

文章を正確に読み、理解すること。

エ 書く能力

文字を正確に書くこと。筋道立てて文章を作成すること。

オ 計算する能力

暗算や筆算をすること。数の概念を理解すること。

カ 推論する能力

事実を基に結果を予測したり、結果から原因を推し量ったりすること。

③ 学習障害の特性

ア 見えにくい障害であること

学習障害は、障害そのものの社会的な認知が十分でなく、また、一部の能力の習得と使用のみに困難を示すものであるため、「単に学習が遅れている」あるいは「本人の努力不足によるもの」とみなされてしまったり、子供自身が周囲に気付かれずにカモフラージュしたりするなどの状況から、障害の存在が見逃されやすい。まずは、障害の特性に応じた指導や支援が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要がある。特に、早期からの適切な対応が効果的である場合が多いことから、低学年といった早期の段階で学級担任がその特性を十分に理解し、適切な指導や必要な支援の意義を認識することが重要である。なお、平成 24 年に文部科学省が実施した全国的な実態調査では、医師等の専門家による判断に基づくものではないが、学習障害や注意欠陥多動性障害等の可能性があり、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている子供が小中学校の通常の学級に 6.5%程度在籍している。

イ 他の障害との重複がある場合が多いこと

学習障害は、中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されており、注意欠陥多動性障害や自閉症を併せ有する場合があります、その程度や重複の状態は様々であるので、個々の子供に応じた対応が必要である。

ウ 他の事項への波及

学習場面への参加の困難さを感じる事が多く、また本人は努力していても周囲にはそれが認められにくい場合もあることから、その結果として、不登校や心身症などの二次的な障害を起こす場合がある。